



## 「飼料の安定供給に向けた飼料輸送の合理化の 取り組みの徹底について」

農林水産省は、12月24日付けで「飼料の安定供給に向けた飼料輸送の合理化の取組の徹底について（令和6年12月24日付6畜産第2147号農林水産省畜産局長通知）」を発出いたしましたので、会員の皆様に周知させていただきます。

つきましては、本通知にお示しした飼料輸送の合理化に向けた取組についてその推進及び徹底を図っていただくようお願いいたします。

### 【通知発出の背景】

昨今の物流の環境は、2024年4月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制の適用や、同年5月に改正物流法（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律）が制定されるなど、大きく変化しているところです。

特に飼料の輸送においては、飼料タンクに上る高所作業や在庫確認等の附帯業務の発生などの特有の事情から、トラックドライバーの人材確保が特に困難な状況であると聴いており、飼料輸送の安定供給の維持のために飼料輸送の合理化を飼料輸送の関係者（畜産生産者、配合飼料メーカー・販売店、運送事業者）全員で図っていくことが緊要な状況となっています。昨今の状況を踏まえ、農林水産省は、飼料輸送の合理化の取組を徹底すべく関係者がそれぞれのお立場で取り組んでいただきたい事項をまとめた通知を発出しました。

### 【鶏卵生産者様に関係する事項】

生産者様に要請している徹底事項は以下のとおりです。

#### 1 飼料輸送の作業に係る負担の削減及び安全性の確保

- ① 飼料の搬入時における配合飼料タンクでの高所作業を削減するため、地上から開閉可能なタンク蓋開閉装置等を活用し、作業者の負担削減に努めること。
- ② 農場に設置している配合飼料タンクの管理者を確認するとともに、自らがタンク管理者である場合は、配合飼料タンクのはしごに背かご等の安全対策がとられているか、支柱やはしごの腐食・劣化等がないか確認を行い、必要に応じて速やかに補修等の対応をすること。また、設置場所周辺の除伐・除草や除雪等により環境整備を適切に実施し、作業者の安全確保に努めること。



# 日 鶏 協 回 覧 板

2024年12月26日  
一般社団法人日本養鶏協会

- ③ 飼料輸送の作業で支障が生じていないか運送事業者を確認を行うとともに、課題が明らかになった場合には、関係者で協力して当該課題の解決を図るよう努めること。

## 2 附帯業務を含む運送以外の役務等の取扱いの明確化等

- ① 運送事業者が行う、配合飼料タンク内の飼料在庫確認作業やバルク車への添加剤等投入作業などは、運送以外の役務に当たる附帯業務であり、合意なしには運送事業者には作業を行わせることができないものであることを認識すること。
- ② 畜産生産者自らが運送事業者と飼料の運送契約を結んでおり、上記附帯業務を運送事業者が行う場合は、貨物自動車運送事業法の改正により、運送契約の締結に際して附帯業務の内容や対価等を記載した書面を相互に交付することが荷主・運送事業者の義務となることを踏まえ、運送契約の締結時において、附帯業務を明示し、適正な料金を対価として支払う必要があることを認識すること。また、併せて、運送事業者の意見も踏まえ、配合飼料タンクに上ることなく在庫確認が可能なセンサー等の導入や、添加剤等の投入については混合装置や専用の荷台を設置するなどの安全対策を検討し、できる限り速やかに対応すること。さらに、配合飼料工場で発生する荷待ち時間についても適正な料金を対価として支払う必要があることを認識すること。
- ③ 運送契約において運送以外の役務等に関する取決めがされていないまま運送事業者には作業を依頼している場合は、早急に上記の検討をすること。

## 3 長距離・長時間輸送の削減及び効率的な配送実施への協力

- ① 飼料の在庫管理不足に起因する突発的な直前発注は、効率的な飼料配送の阻害と他の畜産生産者への配送が滞る原因となるため、農場の配合飼料タンクの在庫確認の徹底と、余裕を持った適切な発注を行うこと。
- ② 頻回発注を避ける観点から、まとまった量での発注を意識するとともに、配合飼料タンクの増設や大型化により飼料の貯蔵量を増やすことを検討するなど、可能な限り効率的な配送に協力すること。



## 家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告の 様式の改正について

農林水産省は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項に基づく、令和7年2月1日時点の家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告については、報告様式を都道府県に通知いたしましたのでお知らせいたします

昨年度様式との主な変更点は以下の通りです。

- ・システム化に伴い経営体 ID と農場 ID 記入欄の追加
- ・豚及びいのししの項の 10 に係る部分の記載の変更(令和6年4月1日施行)
- ・「個人情報の取扱い」の別紙を削除

飼養衛生管理基準の一覧(参考)

- 1 農場の平面図
- 2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面
- 3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面
- 4 畜舎ごとの家畜の飼養密度(家畜の種類ごとに $\text{O m}^2/\text{頭(羽)}$ )を記載した書面  
畜舎ごとの家畜の飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本とする
- 5 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類
- 6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、その状況として次に掲げる事項を記載した書類
- 7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した書面
- 8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル
- 9 大規模所有者(※2)(馬の所有者を除く。)の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

\* 詳細については農林水産省 HP 参照

日鶏協回覧板 発行者：[一般社団法人 日本養鶏協会](#)  
〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内(5階)  
TEL：03-3297-5515 FAX：03-3297-5519 発行日：2024年12月26日  
編集・発行責任者：石井 馨(info@jpa.or.jp)